

## 建築工事における交通誘導員等の取扱い基準

建築工事においては、工事規模、工事内容及び周辺住民や施設管理者との協議内容等により、工事に係る交通災害の防止のため、必要に応じて交通の誘導に従事する者(以下「交通誘導員等」という。)を適切に配置する必要がある。

この基準は、交通誘導員等を配置する場合の取扱いについて定める。

### 1. 交通誘導員等の配置基準

区分	公道に配置する場合(※4)	敷地内に配置する場合
交通誘導員A (※1)	国道9号 国道54号 国道191号 国道431号 国道485号(松江市の全域) 主要地方道松江鹿島美保関線 (松江市袖師3番地先から同市鹿島町恵曇509番1地先まで)	—
交通誘導員B (※2)	上記以外の公道	敷地内の特に安全性を必要とする場所
交通整理員 (※3)	—	上記以外の敷地内

- ※1 警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
- ※2 警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの
- ※3 資格を問わない
- ※4 公道から敷地内に進入する部分を含む

### 2. 交通誘導員等の積算基準

1に示す各交通誘導員と、営繕工事設計標準単価に定める労務単価との対応は次のとおりとする。

- ①交通誘導員A … 交通誘導員A(警備会社経費含)
- ②交通誘導員B … 交通誘導員B(警備会社経費含)
- ③交通整理員 … 交通誘導員B

①～③の交通誘導員等は、共通仮設費に積み上げて計上する。

3. 交通誘導員等を配置する場合は、特記仕様書、図面等に交通誘導員等の種別、配置場所、期間及び人数を記載すること。

4. 工事完了時には、実配置人数の確認を行い設計変更の対象とする。

### 附則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。